



児童・生徒1人1台タブレット端末 + LTE回線 *通信料は市が負担します。

◆交野市学習用タブレット等の貸出しについて

貸出備品

学習用タブレット (iPad)

【付属品】

カバー、ケーブル
電源アダプタ

貸出し

交換

交換

返却

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
保護カバー			キーボードつき保護カバー					

▷貸出しの手続き

- ①授業で使用する前に
「借用申請書及び承諾書 (様式第1号)」を提出する
- ②「貸出決定通知書 (様式第2号)」を受け取る
- ③貸出備品の貸出しを受ける
- ④「備品受領書 (様式第3号)」を提出する

▷交換の手続き

- 小学校3年生・6年生の3学期終了の際に
- ①貸出備品 (タブレット・カバー) を返却する
- 小学校4年生・中学校1年生の1学期開始の際に
- ②「貸出備品変更通知書 (様式第4号)」を受け取る
 - ③貸出備品 (タブレット・カバー) を受け取る

▷返却の手続き

- ①「貸出決定取消通知書 (様式第6号)」を受け取る
- ②貸出備品 (タブレット・カバー・ケーブル・アダプタ) を返却する

▶なくしたり、こわしたりした場合の手続き

- ①「貸出し備品亡失・損傷届 (様式第5号)」を提出する
- ②貸出備品を交換する



- ・他者に使用させない、貸さない
- ・売らない、捨てない、故意に壊さない
- ・学習活動以外に使用しない
- ・タブレットを使用して他者に被害や悪影響を与えない
- ・活用のルール等に反することをしない
- ・遵守事項に反することをしない



市外転出、卒業等で
市立学校の児童生徒
ではなくなったとき

貸出備品の**禁止規定**
に違反したとき